

令和7年第13回定例教育委員会会議議事録

会議室501・502
令和7年11月26日(水)
15時52分～16時31分

出席委員

教育長	安原 敏 光
教育長職務代理者	小 野 武 也
委 員	京 楽 千恵美
委 員	蔭 地 美 紀
委 員	森 谷 浩

事務局

教育部長	石 原 洋
次長兼教育振興課長	景 山 泰 良
学校給食課長	紙 田 敬 久
学校教育課長	山 森 一 徳
次長兼生涯学習課課長	門 康 樹
スポーツ振興課長	折 野 由 紀
文化課長	中 川 卓 司
書記 教育振興課総務企画係長	木 原 薫
書記 教育振興課専門員	大 下 有 子

議	題
三教委議第31号	三原リージョンプラサ設置及び管理条例施行規則の一部改正について（公開）
三教委議第32号	三原市武道館設置及び管理条例施行規則の一部改正について（公開）
三教委議第33号	三原市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について（公開）
三教委議第34号	会計年度任用職員の任用について（非公開）
三教委報第20号	会計年度任用職員の任用に係る臨時代理の承認について（非公開）
三教委報第21号	県費負担教職員の任免及び懲戒その他の進退に係る内申の承認について（非公開）

安原教育長 ただいまから令和7年第13回定例教育委員会会議を始めます。

本日の議事録署名委員は、小野委員と森谷委員にお願いします。

それでは、令和7年第12回定例教育委員会会議の議事録の朗読を簡潔にお願いします。

書記 (令和7年第12回定例教育委員会会議の議事録を簡潔に朗読)

安原教育長 議事録を承認してよろしいでしょうか。

(一同承認)

安原教育長 議事録は承認されました。

安原教育長 それでは議事に入ります。

本日の議案・報告事項のうち、「三教委議第31号」から「三教委議第33号」までを公開とし、それ以外は、人事案件であり、公開になじまないため、非公開として審議したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(一同承認)

安原教育長 それでは、そのように取り扱います。

審議に入ります。それでは、「三教委第31号」について、事務局から説明願います。

折野スポーツ振興課長 4ページをご覧ください。三教委議第31号「三原リージョンプラザ設置及び管理条例施行規則の一部改正について」説明します。三原リージョンプラザ設置及び管理条例施行規則の一部を次のように改正する。第7条第1項中「6月1日から9月30日」を「5月1日から10月31日」に改め、同条第2項中「6月20日から9月15日」を「5月1日から10月31日」に、「冬期」を「冬期は」に改めるものです。提案理由は、三原リージョンプラザの冷暖房装置の使用期間を変更するため、この案を提出するものであります。

詳しい内容については、近年の温暖化により非常に暑いとの意見を受け、第7条第1項の主体育館の夏期の冷房の使用期間を6月1日から9月30日までを5月1日から10月31日までに変更し、第7条第2項の主体育館以外の夏期の使用期間を6月20日から9月15日までを5月1日から10月31日までに変更するものです。実際に温度を測ったところ、熱中症予防運動指針で定めている温度を超えている日が月で大多数を占めていることから、改正するものです。宜しくお願いします。

安原教育長 説明を受けました。何か、ご質問ご意見がありますか。

(質疑応答)

安原教育長 そのほか、ご意見はございませんか。

(なし)

安原教育長 以上で本件の審議を終わり、採決に移ります。「三教委議第31号」について。原案どおり可決することに異議ありませんか。

(異議なし)

安原教育長 全員賛成と認めます。よって、「三教委議第31号」は原案どおり可決されました。

安原教育長 続いて、「三教委議第32号」について、事務局から説明願います。

折野スポーツ振興課長 7ページをお開きください。三教委議第32号「三原市武道館設置及び管理条例施行規則の一部改正について」説明します。

本案についても、夏期の冷暖房使用期間を変更するもので、第6条第1項中「夏季は6月1日から9月30日、冬季」を「夏期は5月1日から10月31日まで、冬期」に改めるものであります。提案理由としましては、三原市武道館の冷暖房装置の使用期間を変更するため、この案を提出するものです。

現状としては、冷房の期間を延長して欲しいという要望があること、温度を測ったところ熱中症予防運動指針に定める気温を上回っている日が大多数ということで、期間を変更するものです。

安原教育長 説明を受けました。何か、ご質問ご意見がありますか。

(質疑応答)

安原教育長 そのほか、ご意見はございませんか。

(なし)

安原教育長 以上で本件の審議を終わり、採決に移ります。「三教委議第32号」について。原案どおり可決することに異議ありませんか。

(異議なし)

安原教育長 全員賛成と認めます。よって、「三教委議第32号」は原案どおり可決されました。

安原教育長 続いて、「三教委議第33号」について、事務局から説明願います。

山森学校教育課長 9ページをお開きください。三教委議第33号「三原市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について」説明します。

本案は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条第1項の規定により、三原市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画を策定するものでございます。提案理由は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、新たに三原市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画を策定する必要があるためでございます。

もう少し詳しくご説明しますと。令和7年6月18日に、文部科学省から特別措置法等の一部を改正する法律が公布され、令和8年4月1日から施行される旨、通知があったところでございます。この法律では、学校教育の質の向上、教師に優れた人材を確保する必要、これを鑑み、学校における働き方改革の更なる加速、組織的な学校運営及び指導の促進、並びに教師の処遇改善を一体的、総合的に進めるため、この度の業務量管理・健康確保措置実施計画を策定することが義務づけられ、更にこれを公表することとなりました。

また、この実施計画は、総合教育会議で報告することになっており、その進捗につい

ても総合教育会議で報告することが求められております。

それでは、10ページ以降が計画案になりますが、まず11ページをお開きください。計画の趣旨ですが、一番は、働きやすさと働きがいの両立。ここがポイントなところであります。三原市教育委員会は、本計画を学校と連携して総合的に推進し、保護者・地域の理解と協力を得ながら、教職員のウェルビーイングを確保し、三原市の未来を担う子どもたちの豊かな学びと成長を実現することを目指して参ります。

(2) 本市の現状です。令和6年度小学校で月平均29.1時間、中学校で月平均36.3時間、月45時間を上回る割合がそこに示しています。80時間を上回る率もわずかですがこのような数値になっています。

12ページをお開きください。2 目標です。(1) 時間外在校等時間に関する目標は、これまで国が求めてきた数値と変わりはありません。引き続きこれを目標として取り組んで参ります。(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標を今回示しております。アからエまでの4つに分かれております。ストレスチェックは毎年実施しておりますが、イのストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%まで減少させる。ウのストレスチェックにおける健康リスクの値を65以下とする。現状値は、70.5でございます。エ ストレスチェックにおける働きがい等に関する質問項目への肯定的な回答の割合を50%にする。現状は40.9%でございます。

3 計画の期間は、令和8年度から令和11年度としております。

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容です。(1) 業務を3分類に分けて、業務の見直しを行っていきます。ア 学校以外が担うべき業務として、ラインナップとして5つございますが、主なものだけ説明します。例えば、①登下校の子どもたちの見守り活動や②放課後夜間にかけて校外の見守りや、児童生徒が補導された時の対応であるとか、13ページの⑤保護者等からの過剰な苦情や不当な要求があった場合など、学校で対応が困難な場合について、教育委員会が対応することになっております。イ 教師以外が積極的に参画すべき業務として、例えば、⑨学校プールや体育館等の施設・設備の管理では、学校プールの近隣校での共同使用や民間事業者等への委託を検討していくこと、体育館の地域開放の管理については、事務手続き等の電子化を更に推進し、学校の負担軽減を促進することなどであります。ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務として、例えば、⑮授業準備として、授業準備や採点作業等を補助するスクール・サポート・スタッフを積極的に配置するとともに、デジタル技術の活用を促進していくということ。⑯学習評価や成績処理では、校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減していくなどであります。

(2) 学校における措置の推進では、アでは、授業時間数について、国が示している標準授業時間数、小学校4年生以上年間1086時間以内にする。ウ デジタル技術の活用により、GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリストに基づいた自己点検の達成状況を現状の48%から60%にすることです。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組では、例えば、現状でも実施してはいますが、ア 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面談指導を実

施しています。これは、本人が希望しないとできませんが、管理職を通じて面談指導を行うようにしていること。ウ 50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進していく。キ 早出遅出勤務、テレワークが可能な環境整備を図り、テレワークについて令和8年度中に検討し、実施を目指します。実際に端末が今年度からクラウド上で操作できるようになりますので、夏休み中に丸1日の研修があった場合でも、自宅でオンライン研修ができるといったテレワークを推奨していきたいと思っていますところでもあります。

5 関連する取組、今後のフォローアップでは、16ページの(6)保護者、地域の理解を促進するため、市長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における業務の3分類をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について、周知を図っていく必要がございます。

以上、大変多くなりますが、この計画がしっかりと実行可能なものとなるよう令和8年4月1日からスタートとなりますが、今のうちに、準備を進めて参りたいと思います。計画策定のご審議宜しく願います。

安原教育長 説明を受けました。何か、ご質問ご意見がありますか。

小野委員 15ページの一番上、80時間を超えた教育職員に医師による面談指導とありますが、これは受診というような意味でしょうか。

山森学校教育課長 月80時間を超えた教育職員がいれば、まず校長を通じて面談を受けるよう勧めます。本人が、是非お願いしたいということであれば、まずは、市の保健師との面談を希望するかどうか、更に、それに加えて医師による面談を勧めますが、学校には学校医がおり、保健管理医を兼ねていますので、学校医に面談をお願いすることになっています。

小野委員 診察とは違うということを理解しました。

安原教育長 そのほか、ご意見はございませんか。

(なし)

安原教育長 以上で本件の審議を終わり、採決に移ります。「三教委議第第33号」について原案どおり可決することに異議ありませんか。

(異議なし)

安原教育長 全員賛成と認めます。よって、「三教委議第33号」は原案どおり可決されました。

ここからは非公開にて審議いたします。

(非公開案件審議)

三教委議第34号「会計年度任用職員の任用について」 原案どおり可決。

三教委報第20号「会計年度任用職員の任用に係る臨時代理の承認について」 承認。

三教委報第21号「県費負担教職員の任免及び懲戒その他の進退に係る内申の承認について」 承認。

(非公開案件審議後)

安原教育長 以上で本日の議事はすべて終了しました。

次回の定例教育委員会会議は12月24日水曜日14時30分から事前協議、15時30分から本会議を開催いたします。

他にないようでしたら、これで第13回定例教育委員会会議を閉会いたします。

16時31分 教育委員会会議終了

傍聴者なし

上記のとおり会議の顛末を記載し、その旨相違ないことを証すため、ここに署名する。

署名_____

署名_____